

令和2年3月23日（月曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

| | | | | | |
|-----|-----------|----|-----|-----------|----|
| 1番 | 柏 倉 信 一 | 議員 | 2番 | 太 田 陽 子 | 議員 |
| 3番 | 鈴 木 み ゆ き | 議員 | 4番 | 安 孫 子 義 徳 | 議員 |
| 5番 | 月 光 裕 晶 | 議員 | 6番 | 後 藤 健 一 郎 | 議員 |
| 7番 | 伊 藤 正 彦 | 議員 | 8番 | 渡 邊 賢 一 | 議員 |
| 9番 | 古 沢 清 志 | 議員 | 10番 | 佐 藤 耕 治 | 議員 |
| 11番 | 太 田 芳 彦 | 議員 | 12番 | 沖 津 一 博 | 議員 |
| 13番 | 國 井 輝 明 | 議員 | 14番 | 荒 木 春 吉 | 議員 |
| 15番 | 木 村 寿 太 郎 | 議員 | 16番 | 阿 部 清 | 議員 |

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-------------------------------------|--|
| 佐 藤 洋 樹 市 長 | 菅 野 英 行 副 市 長 |
| 軽 部 賢 教 育 長 | 久保田 洋 子 病院事業管理者 |
| 児 玉 憲 司 選挙管理委員会 委員長 | 木 村 三 紀 農業委員会会長 |
| 設 楽 伸 子 総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 長 | 中 田 隆 行 企画創成課長 |
| 高 林 雅 彦 財 政 課 長 | 渡 辺 優 子 税 務 課 長 |
| 那 須 清 人 市 民 生 活 課 長 | 土 田 理 一 建 設 管 理 課 長 |
| 齋 藤 利 浩 上 下 水 道 課 長 | 門 口 隆 太 農 林 課 長（併） 農 業 委 員 会 事 務 局 長 |
| 武 田 伸 一 商 工 推 進 課 長 | 猪 倉 秀 行 さくらんぼ観 光 課 長 |
| 後 藤 芳 和 慈 恩 寺 振 興 課 長 | 片 桐 勝 元 健 康 福 祉 課 長 |
| 鈴 木 隆 高 齢 者 支 援 課 長 | 小 林 博 之 子 育 て 推 進 課 長 |
| 眞 木 立 子 会 計 管 理 者 （兼）会 計 課 長 | 原 田 真 司 病 院 事 務 長 |
| 大 沼 利 子 学 校 教 育 課 長 | 柏 倉 信 一 生 涯 学 習 課 長 |
| 小 泉 尚 ス ポ ー ツ 一 課 長 | 大 沼 孝 一 郎 監 査 委 員 |
| 軽 部 修 一 振 興 監 査 委 員 長 | |

○事務局職員出席者

| | |
|-----------------|-------------------|
| 田 宮 信 明 事 務 局 長 | 東 海 林 茂 美 局 長 補 佐 |
| 齋 藤 晴 光 総 務 係 長 | 兼 子 拓 也 総 務 係 主 事 |

議事日程第6号

第1回定例会

令和2年3月23日(月)

予算特別委員会終了後開議

再開

- 日程第 1 議第29号 寒河江市監査委員の選任について
" 2 議案説明
" 3 委員会付託
" 4 質疑・討論・採決

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 5 議第 4号 令和2年度寒河江市一般会計予算
" 6 議第 5号 令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
" 7 議第 6号 令和2年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
" 8 議第 7号 令和2年度寒河江市介護保険特別会計予算
" 9 議第 8号 令和2年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
" 10 議第 9号 令和2年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
" 11 議第10号 令和2年度寒河江市下水道事業会計予算
" 12 議第11号 令和2年度寒河江市立病院事業会計予算
" 13 議第12号 令和2年度寒河江市水道事業会計予算
" 14 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
" 15 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

- 日程第16 議第14号 寒河江市課制条例の一部改正について
" 17 議第17号 寒河江市手数料条例の一部改正について
" 18 議第19号 寒河江市中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定について
" 19 議第20号 寒河江市営住宅条例の一部改正について
" 20 議第21号 下水道事業の地方公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
" 21 議第23号 「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更について(平成30年度における寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定)
" 22 議第24号 「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更について(令和元年度における寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定)
" 23 議第26号 市道路線の変更について
" 24 議第27号 市道路線の認定について
" 25 議第28号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

日程第 2 6 請願第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の提出を求める
請願

- 〃 2 7 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 2 8 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

日程第 2 9 議第 1 5 号 寒河江市印鑑条例の一部改正について

- 〃 3 0 議第 1 8 号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について
- 〃 3 1 議第 2 2 号 寒河江市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 〃 3 2 議第 2 5 号 指定管理者の指定の期間の変更について
- 〃 3 3 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 3 4 質疑・討論・採決

日程第 3 5 議第 3 0 号 令和元年度寒河江市一般会計補正予算(第 8 号)

- 〃 3 6 議第 3 1 号 令和 2 年度寒河江市一般会計補正予算(第 1 号)
 - 〃 3 7 議案説明
 - 〃 3 8 委員会付託
 - 〃 3 9 質疑・討論・採決
 - 〃 4 0 議会案第 1 号 寒河江市議会委員会条例の一部改正について
 - 〃 4 1 議案説明
 - 〃 4 2 質疑・討論・採決
 - 〃 4 3 議会案第 2 号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について
 - 〃 4 4 議案説明
 - 〃 4 5 質疑・討論・採決
 - 〃 4 6 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求
について
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 6 号に同じ

再 開 午前 1 0 時 2 0 分

○柏倉信一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、こ
れより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。木村議会運営委員長。

〔木村寿太郎議会運営委員長 登壇〕

○木村寿太郎議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営につきましては、去る3月19日、委員6名全員出席並びに関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます案件について申し上げます。

追加案件は、議第29号寒河江市監査委員の選任について、議第30号令和元年度寒河江市一般会計補正予算（第8号）、議第31号令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）、議会案第1号寒河江市議会委員会条例の一部改正について、議会案第2号最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について及び常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についての6案件であります。

このことにより、議事日程の一部変更が必要となります。

日程変更の詳細につきましては、お示ししております日程表のとおり変更となります。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。御報告といたします。

○柏倉信一議長 お諮りいたします。

本日の会議運営は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第6号によって進めてまいります。

議案上程

○柏倉信一議長 日程第1、議第29号寒河江市監査委員の選任についてを議題といたします。

議案説明

○柏倉信一議長 日程第2、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

私から、議第29号寒河江市監査委員の選任についてを御説明申し上げます。

本年3月31日をもって大沼孝一郎監査委員が任期満了となりますので、新たに船田孝夫氏を寒河江市監査委員に選任いたしたく、議会の同意を求めようとするものでございます。

御同意くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

委員会付託

○柏倉信一議長 日程第3、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第29号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第4、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第29号について、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第29号寒河江市監査委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第29号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第29号についてはこれに同意することに決しました。

議 案 上 程

- 柏倉信一議長** 日程第5、議第4号令和2年度寒河江市一般会計予算から日程第13、議第12号令和2年度寒河江市水道事業会計予算までの9案件を一括議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

- 柏倉信一議長** 日程第14、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。渡邊予算特別委員長。

[渡邊賢一予算特別委員長 登壇]

- 渡邊賢一予算特別委員長** 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第4号令和2年度寒河江市一般会計予算、議第5号令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、

議第6号令和2年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第7号令和2年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第8号令和2年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第9号令和2年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第10号令和2年度寒河江市下水道事業会計予算、議第11号令和2年度寒河江市立病院事業会計予算、議第12号令和2年度寒河江市水道事業会計予算であります。

3月11日、委員15名全員出席、当局からは市長初め関係課長等出席のもと委員会を開会し、9案件を一括議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することといたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

議第4号、議第5号、議第6号、議第7号、議第8号、議第9号、議第10号、議第11号及び議第12号の9案件を一括して採決した結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

- 柏倉信一議長** 日程第15、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第4号令和2年度寒河江市一般会計予算、議第5号令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第6号令和2年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第7号令和2年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第8号令和2年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第9号令和2年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第10号令和2年度寒河江市下水道事業会計予算、議第11号令和2年度寒河江市立病院事業会計予算及び議第12号令和2年度寒河江市水道事業会計予算の9案件を一括して採決いたします。

ただいまの9案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

9案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第4号、議第5号、議第6号、議第7号、議第8号、議第9号、議第10号、議第11号及び議第12号の9案件は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

- 柏倉信一議長 次に、日程第16、議第14号寒河江市課制条例の一部改正についてから日程第26、請願第1号最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出を求める請願までの11案件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

- 柏倉信一議長 日程第27、総務産業常任委員会

の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。佐藤総務産業常任委員長。

〔佐藤耕治総務産業常任委員長 登壇〕

- 佐藤耕治総務産業常任委員長 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月11日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第14号、議第17号、議第19号から議第21号まで、議第23号、議第24号及び議第26号から議第28号まで、並びに請願第1号の11案件であります。

審査に入る前に、審査の都合上、初めに請願第1号の審査を行い、次に議第26号、議第27号、議第20号、議第14号、議第17号、議第19号、議第21号、議第23号、議第24号、議第28号の順で審査することを諮り、異議なく了承され、そのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、請願第1号「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の提出を求める請願を議題といたしました。

委員より「本会議において、この請願の質疑の際、付託された本委員会で議論を深めていただきたいとの発言があった。このため、請願者より直接請願趣旨の説明を受けてはどうか」との理由から、請願者である山形県労働組合総連合から請願内容に関する説明を求める動議が提出されました。この動議に対する採決の結果、賛成多数をもって説明を求めることに決しました。

請願者からの請願内容説明の後、担当書記による請願文書朗読を行い、質疑に入りましたが、質疑はなく、質疑を終結いたしました。

委員より「国では、まず新型コロナウイルス感染拡大を最小限に食い止めようと頑張っている。もし感染が広がれば、企業だけでなく、当

然雇用されている側も影響を受けてしまう。このタイミングでこの請願を採択しても、果たして効果的なのかどうかという疑問がある。このことから、継続審査にしたほうがよいのではないか」との理由から、閉会中における継続審査を求める動議が提出されました。この動議に対する採決の結果、賛成少数をもって閉会中における継続審査としないものと決しました。

次に、討論に入りました。討論の内容を申し上げます。

委員より「請願者から説明があったとおり、最低賃金をしっかり引き上げて、都市と地方に格差が生じないように、全国一律賃金とすべきであり、実現させるには中小・零細企業への手厚い支援があってこそだと思ふ。ぜひこれらの要望を含んだ意見書を国に対して提出していただきたい」という旨の賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり採択すべきものと決しました。

請願第1号が採択すべきものと決しましたので、請願第1号に係る意見書について担当書記による意見書案朗読後、審査に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって意見書案のとおり議会案を提出するものと決しました。

次に、議第26号市道路線の変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号市道路線の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第20号寒河江市営住宅条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第14号寒河江市課制条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第17号寒河江市手数料条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第19号寒河江市中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「例えば寒河江中央工業団地から企業が撤退するなどの理由で多方面に影響が出たときに、市側から出向いて情報収集するような計画などを考えているのか」との問いがあり、当局より「本条例は中小企業と小規模企業の振興に係る基本理念を定めたものです。迅速で効果的な施策を展開していく詳細な方法は、事業者さんの声などもお聞きしながら、要綱等で定めたいと考えています」との答弁がありました。

委員より「本条例で規定している企業には寒河江中央工業団地に進出している大企業も含まれるのか」との問いがあり、当局より「中小企業基本法により、大企業といわゆるみなし大企業も含め、本条例に含まれていないと考えています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第21号下水道事業の地方公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり

り可決すべきものと決しました。

次に、議第23号「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更について（平成30年度における寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第24号「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更について（令和元年度における寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第28、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

古沢議員に申しあげます。何号議案に対する討論ですか。（「請願第1号に対する反対討論です」の声あり）

渡邊議員に申しあげます。何号議案に対する

討論ですか。（「請願第1号に対する賛成討論です」の声あり）

そのほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、初めに請願第1号反対討論について、古沢清志議員の発言を許します。古沢議員。

〔古沢清志議員 登壇〕

○古沢清志議員 請願第1号「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の提出を求める請願について、反対討論をいたします。

この請願のタイトルについては、何ら反対するものではありませんが、中身について疑念があります。

2019年の改定では、最も高い東京では時給1,013円、山形県については790円で、最も賃金の低い県となっております。しかし、東京と山形県を比較した場合、売り上げにも差があり、お客の数も違います。東京と同じ条件であれば、時給を東京並みに引き上げることは可能であると思いますが、条件が違うものを一律に考えるのは無理があります。

企業は、売り上げを上げて営業費を抑えることにより利益が出てまいります。営業費の中でも人件費が突出して多ければ、利益が出ないばかりか赤字に転落してしまいます。バランスシート上では、負債がふえ続け、事業主は経営不振に陥り、不安な毎日を送ることになるでしょう。赤字が続いたら、当然倒産や閉店に追い込まれ、労働者だけでなく雇用主も失業してしまい、両者共倒れに陥り、人口の流出はますます加速していくのではないかと予想がつきます。中小・零細企業、小売店舗は、いち早く姿を消していくと思われまふ。そうすれば、買い物難民がふえ、遠くまで買い物に行かなければなりません。高齢者にとっては不自由なことになってまいります。

ここで私が言いたいことは、最低賃金を大幅に引き上げてしまえば、企業は存続できなくな

ることが問題なのです。最近、山形市にあった大手デパートも閉店し、200人近い人が失業してしまいました。働き口がなくなれば、治安が悪くなり、強盗や万引き、または性犯罪も起きてしまうでしょう。そういうふうな犯罪防止、治安維持を守ることも企業活動は重要であると確信いたします。一番怖いのは、働く場所がなくなることです。

私もこの請願を持っていろんな事業主に意見を聞きに伺いましたが、そこで言われたことは「東京は東京のやり方、地方は地方のやり方をしていかなければ、事業はやっていけない。成り立たない。事業主のことももっと考えてほしい」。

「こういうふうな支援策があるから」という具体的なものが、この請願にはありません。「支援策の拡充」という言葉だけで一くりにされ、何ら理解できるものではありません。

前回、本会議で質問させていただきましたが、本市の基幹産業である農業に関しても、東京と同じ時給を提示されたなら、農家の経営は非常に厳しくなり、採算がとれなくなり、離農もしくは機械化を選択し、雇用は生まれなくなるでしょう。また、農家の事業拡大もできなくなり、衰退していくのではないのでしょうか。基幹産業を無視しては、その県の経済は成り立たなくなります。

また、現在世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症で、日本経済は大打撃を受けております。政府もいろいろ支援策を打ち出しておりますが、そこまで耐え切れず、倒産または閉店に追い込まれております。本市におきましても、飲食店を中心にキャンセルが相次ぎ、苦しい経営が続いております。一刻も早い新型コロナウイルス感染の終息を願いたいところですが、長引きそうな気配もあります。売り上げがなくても、営業費、つまり家賃や給料、水道光熱費は毎月かかります。先のことを悲観して、

事業を早目にやめる事業主も出てまいりました。今は賃金を大幅に上げる改定よりも、雇用の場を確保する方向に全国民が一体となって進むときではないでしょうか。今回のこの請願はタイミングが悪く、多くの方に理解しにくいものになっております。

以上のような観点から、請願第1号に対しての反対討論とさせていただきます。

○柏倉信一議長 次に、請願第1号賛成討論について、渡邊賢一議員の発言を許します。渡邊議員。

〔渡邊賢一議員 登壇〕

○渡邊賢一議員 請願第1号に対する賛成討論を行います。市民クラブの渡邊賢一であります。

紹介議員の一人であり、また総務産業常任委員の一人として、願意妥当とする理由、また論点を明らかにするために、討論させていただきます。

賛成理由は、これから申しあげる3点であります。

初めに、第1の理由、働き方改革や同一労働同一賃金を目指す上で、最低賃金改善と地域間格差是正は党利党略なしの喫緊の課題であります。御案内のとおり、この課題については国会において自由民主党初め超党派の議員でつくる議員連盟が共同で取り組んでいるものです。昨年2月に自民党の最低賃金一元化推進議員連盟（衛藤元衆議院副議長が会長、二階幹事長が顧問）が結成され、昨夏の参議院選挙の選挙公約の政策集、J-ファイルにも若者に関する政策の一つとして、「希望を生み出す強い経済を目指すためには、最低賃金の引き上げを図ることにより、中小企業、小規模事業者や非正規雇用にも広げ、消費拡大に結びつけます」と明記されております。また、公明党公式ホームページ及び公明新聞を拝読しましたが、「小さな声、聴く力」、参議院選重点政策の5つの柱では、「2020年代前半に最低賃金全国加重平均ベース

で1,000円超、2020年代半ばに都道府県の半分
以上が1,000円超となるように改善を目指す」
と書いてありました。私も大変驚いたところ
あります。

昨年9月30日の国会内集会には、与野党議員
初め政党、組織の枠を超えて220人が参加し、
歴史的、画期的な集会となったと報道されて
おります。さらに、本県では、自民党県議会議
員の田澤先生が昨年9月19日の県議会定例会
本会議における代表質問で、吉村知事に対し、「
大都市と地方の格差を是正しながら、最低賃
金を一律にすべき」と、最低賃金制度の見直
しについて御質問されております。知事は、「
豊かな県民生活の実現や若者の県内定着を促
進する上で、県民所得向上は重要であり、所
得向上に向けて最低賃金の水準は極めて重
要な課題だと認識している」と地域別最低
賃金の格差是正の必要について御答弁をさ
れております。

また、公明党県議会議員の菊池先生の県
議会レポートの中で、若者の活躍できる教
育、福祉、環境、観光分野のさまざまな中
小企業支援策を積極的に御提言されてお
ります。

つまり、国や県の動きとして、与野党
力を合わせて、一丸となって改善を求め
ていこうという、特に政権与党の自民
党、公明党の皆さんの強大な力がこれ
を加速させていると言っても過言では
ありません。山形市が中核市となった
今、本市が連携中枢都市圏の中で結
びつくためにも、最低賃金改善、地
域間格差是正は必須ではないで
しょうか。

次に、2つ目の理由、持続可能な中
小企業支援策、SDGs経済政策の視
点で申し上げます。

今定例会で本市の中小企業及び小
規模企業振興基本条例制定という中
で、タイムリーで画期的な意味の
あるものであります。

これは共産党、遠藤前議員が2017
年第4回定例会、2018年第3回
定例会、國井議員が昨年12月
定例会の一般質問で市長にた
だした経過です

が、私も労働者の立場で何度かこの
案件について申しあげてきたわけ
ですが、ついに今定例会で成案
となりました。

安倍政権のアベノミクスの失敗、
消費税増税の反動などで、実質
GDPが四半世紀連続の大幅な
マイナスに陥るなど、経済状況
は大きく悪化しているところに
新型コロナウイルス感染症が
追い打ちをかけています。外
出の自粛などで個人消費が大
きく落ち込み、先行き不透明
感から設備投資も鈍くなって
います。コロナショックと言
われる株の世界同時大暴落で
、年金生活者は特に支給基準
が引き下げになるのではない
かと大きな不安を抱いていま
す。また、内定取り消しや突
然の解雇が弱い立場の声なき
声の働く人々に襲いかかっ
ているのです。

安倍首相は、緊急対策を説明
した上で、新たな経済対策の
策定も念頭に、必要な措置
をとる考えを示しましたが、
与野党議員から公共料金の
減額や納期限延長に加え、
現金支給や消費税減税など
が要請されていますが、麻
生財務大臣は否定的な立場
で、市民が安心できる窮地
をしのげる具体策は全く打
ち出されておられません。中
小・零細企業は、実質無担
保の強力な資金繰り対策、
返済猶予と言われても、先
行きへの不安が募る中、無
利子とはいえ借金もできな
い状況です。

私たち無会派議員も、先週、
市内の各事業所を訪問し、
厳しい状況を拝聴してまい
りました。2月、3月の対前
年比では、観光業は9割、
10割減、小売業も2割、3
割減、その他の業種も5割
減収などです。いつまでも
つかわからないと嘆いてお
られました。桜が咲き、ツ
ツジが咲き、さくらんぼが
実る本市への影響もはかり
知れません。政府が要請し
た入国制限や学校の一斉休
業、イベントの自粛、延期、
中止に伴い、経済的損失を
直接こうむった方々への補
償を含めた経済策を打ち出
すことが待たないで必要
であることは、市民の誰も
が声を大にして訴え

ております。

影響を受ける労働者やフリーランス従業者への生活擁護、窮地に追い込まれている中小・零細、小規模事業者への支援など、大胆な財政出動について、いまだに明らかになっておりませんが、市民生活や経済活動への影響回避に全力を挙げなければなりません。そのために、休業補償の算定基礎である日額8,330円が時給で1,041円、これが全国一律支給となっていることから明らかなように、現在のAからDまでの4つの格差区分を廃止すべきです。

注目すべきは、こうした国民の声に基づき、全国弁護士連合会は去る2月20日に政府に対し全国一律最低賃金制度の実施を求める意見書を提出しております。

最後に、3つ目の理由、それは市民から私たちに求められている政治姿勢であり、市民に対するアピールです。歴史をひもとくと、2018年の本定例会の中で残念なことがありました。それは、全国市長会、市議会議長会を含む地方6団体が国に対し要望している内容とほぼ同じ内容の請願、地方財政の充実強化を求める請願が不採択になったことで、市民の皆さんから我々が失笑を買ったことがありました。このことにつきましても、私はあきれてしまったので、あえて申しあげませんが、今回も同じことを繰り返してはならないからです。

結びに、本請願は見えない敵である未曾有の感染症対策、新型肺炎コロナウイルス対策で疲弊する地方経済を何とか、待たなしでその対応を迫られています。地域で働く勤労市民、特に一番弱い立場の若者、女性、高齢者がそのほとんどであるパートタイマー、アルバイト、派遣労働者など非正規の労働者の生活を守り、その雇用主である中小・零細企業の皆さんへの支援をさらに充実、強化することを求め、政府に実現を求めるための意見書提出でございます。今こそ声が聞こえる、この小さな声を聞く力が

最優先されるべきではないでしょうか。弱い立場の声をしっかりと受けとめ、議会の会派を超えて議会全体として改善を求め、国に伝えていくことが私たちの責務ではないでしょうか。どうか同僚議員各位の御理解をいただきまして、議会案第2号、請願第1号に御賛同賜りますよう心からお願いを申しあげまして、私の賛成討論とさせていただきます。ありがとうございます。

○柏倉信一議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、請願第1号を除く議第14号寒河江市課制条例の一部改正について、議第17号寒河江市手数料条例の一部改正について、議第19号寒河江市中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定について、議第20号寒河江市営住宅条例の一部改正について、議第21号下水道事業の地方公営企業法全部適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議第23号「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更について(平成30年度における寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定)、議第24号「寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について」の一部変更について(令和元年度における寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定)、議第26号市道路線の変更について、議第27号市道路線の認定について及び議第28号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての10案件を一括して採決いたします。

ただいまの10案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

10案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第14号、議第17号、議第19号、議第20号、議第21号、議第23号、議第24号、議第26号、議第27号及び議第28号の10案件は原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の提出を求める請願を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成少数であります。

よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

議 案 上 程

- 柏倉信一議長 日程第29、議第15号寒河江市印鑑条例の一部改正についてから日程第32、議第25号指定管理者の指定の期間の変更についてまでの4案件を一括議題といたします。

厚生文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

- 柏倉信一議長 日程第33、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。古沢厚生文教常任委員長。

〔古沢清志厚生文教常任委員長 登壇〕

- 古沢清志厚生文教常任委員長 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月11日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第15号、議第18号、

議第22号及び議第25号の4案件であります。

審査に入る前に、審査の都合上、初めに議第15号の審査を行った後、議第18号、議第25号、議第22号の順で審査を行うことを諮り、異議なく、了承されました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第15号寒河江市印鑑条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第18号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「東日本大震災の被災者等に対し、市民浴場の使用料を無料とする期間を1年間延長するとのことだが、現在避難者は市内に何名くらいいるのか」との問いがあり、当局より「2月28日現在、避難者の方は65名おり、世帯数にすると25世帯です。内訳は、未就学児3名、小学生7名、中学生6名、高校生6名、成年36名、高齢者7名となっています」との答弁がありました。

委員より「震災から9年がたつ現在もこちらに残られている方の中には、今後も引き続き本市におられる方も多いと推察するが、この無料期間はずっと延長していくという考えか」との問いがあり、当局より「支援内容の見直しや支援をいつまで続けるかについては、市の避難者支援部会で協議し、決めていきたいと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号指定管理者の指定の期間の変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「公募によらず、指定管理者の期間を延長することについて伺う。12月定例会で提案のあった保育所の場合は、1年という短期間であることや、子供たちへの影響ということがあった。今回の市民浴場は、3年間の延長とのことだが、公募しないと判断した理由についてもう少し詳しく聞きたい」との問いがあり、当局より「通常は5年というスパンで指定管理者を見直し、公募して更新していきます。今回の場合は、現在の市民浴場が閉場するまでの3年という限られた期間であり、寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第2項第4号の規定に基づき、公募を行わないと判断しています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第22号寒河江市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**柏倉信一議長** 日程第34、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第15号寒河江市印鑑条例の一部改正につい

て、議第18号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について、議第22号寒河江市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正について及び議第25号指定管理者の指定の期間の変更についての4案件を一括して採決いたします。

ただいまの4案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

4案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第15号、議第18号、議第22号及び議第25号の4案件は原案のとおり可決されました。

議案上程

○**柏倉信一議長** 次に、日程第35、議第30号令和元年度寒河江市一般会計補正予算(第8号)及び日程第36、議第31号令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)の2案件を一括議題といたします。

議案説明

○**柏倉信一議長** 日程第37、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○**佐藤洋樹市長** ただいまは、令和2年度寒河江市一般会計予算を初め、特別会計、企業会計の各予算及び条例等を御可決いただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、追加提案をいたしました議第30号令和元年度寒河江市一般会計補正予算(第8号)及び議第31号令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)につきまして、関連がございますので、一括して御説明を申しあげます。

このたびの補正予算2件は、令和2年度に実施を予定しておりました慈恩寺ガイダンス施設整備のうち、地方創生拠点整備交付金に係る部分が令和元年度の国の補正予算の対象として採択されたことから、本市におきましても令和元年度の予算にて実施するものでございます。

初めに、議第30号令和元年度寒河江市一般会計補正予算（第8号）につきましても、2億7,331万4,000円の追加となり、予算総額を歳入歳出それぞれ230億5,936万2,000円とするものでございます。

また、議第31号令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）につきましても、2億7,331万4,000円の減額となり、予算総額を歳入歳出それぞれ213億8,368万6,000円とするものでございます。

以上、補正予算2案件について御提案申しあげましたが、詳細につきましては関係課長より御説明申しあげますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第でございます。

以上であります。

○**柏倉信一議長** 議第30号及び議第31号の詳細説明を求めます。高林財政課長。

〔高林雅彦財政課長 登壇〕

○**高林雅彦財政課長** 私からは、補正予算2件の歳入など、歳出を除く部分について一括して御説明申しあげます。

議第30号令和元年度寒河江市一般会計補正予算（第8号）の歳入につきましては、予算書の6ページ、事項別明細書をごらんください。

13款2項1目総務費国庫補助金は、事業費の2分の1の1億3,665万6,000円を地方創生拠点整備交付金として計上するものでございます。

20款1項2目の文化財保存活用事業債は、国の交付金を充てた後の全額に補正予算債を活用できますので、上限額の1億3,660万円を計上いたしました。

補正予算債は、元利償還金の50%に相当する額を後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入する措置がある有利な起債となっております。

上段の9款1項1目地方交付税は、10万円未満の金額の市債を発行できないことから、不足する額5万8,000円を地方交付税で対応しようとするものでございます。

続きまして、4ページの第2表、繰越明許費補正でございます。

予算が成立した後からの着手になりますので、事業の年度内完了が困難なため、令和2年度に全額を繰り越すものでございます。

次に、5ページの第3表、地方債補正でございます。

歳入の20款で説明を申しあげました市債を追加するため、限度額を変更するものでございます。

次に、議第31号令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）の歳入につきましても、予算書の5ページ、事項別明細書をごらんください。

15款2項1目総務費国庫補助金は、歳出の減に対応し、地方創生拠点整備交付金の全額を減額するものであります。

20款1項1目繰越金及び22款1項2目の文化財保存活用事業債につきましても、同様に歳出の減に伴い減額するものであります。

次に、4ページの第2表、地方債補正ですが、市債の減額に対応するため、限度額を変更するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○**柏倉信一議長** 後藤慈恩寺振興課長。

〔後藤芳和慈恩寺振興課長 登壇〕

○**後藤芳和慈恩寺振興課長** 私からは、歳出について御説明させていただきます。

初めに、議第30号令和元年度寒河江市一般会計補正予算（第8号）の歳出につきましても、予

算書により御説明申しあげます。

予算書7ページをごらんください。

2款総務費1項総務管理費6目企画費、史跡慈恩寺旧境内整備事業ですが、史跡慈恩寺を事前学習する慈恩寺ガイダンス施設のうち、地方創生拠点整備交付金に係る部分の建物建設や外構工事を行うもので、13節、建築工事監理及び外構工事設計監理の委託料として601万4,000円、15節、建築工事や外構工事の工事請負費として2億6,730万円を計上するものであります。

次に、議第31号令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）の歳出につきまして、予算書により御説明申しあげます。

予算書6ページをごらんください。

2款総務費1項総務管理費6目企画費、史跡慈恩寺旧境内整備事業ですが、ただいま御説明いたしました議第30号令和元年度寒河江市一般会計補正予算（第8号）に計上することにより、同額の予算を減額するものであります。

以上、よろしく御説明申しあげます。

委員会付託

○柏倉信一議長 日程第38、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第30号及び議第31号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第39、これより質疑・討

論・採決に入ります。

初めに、議第30号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第31号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

議第30号令和元年度寒河江市一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議第31号令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第31号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○柏倉信一議長 日程第40、議案第1号寒河江市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

議案説明

○柏倉信一議長 日程第41、議案説明であります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号

については、会議規則第37条第3項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第42、これより質疑・討論・採決に入ります。

議会議案第1号について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

議会議案第1号寒河江市議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議会議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○柏倉信一議長 日程第43、議会議案第2号最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

議案説明

○柏倉信一議長 日程第44、議案説明であります。お諮りいたします。ただいま議題となっております議会議案第2号

については、会議規則第37条第3項の規定により議案説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第45、これより質疑・討論・採決に入ります。

議会議案第2号について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議会議案第2号最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

賛成少数であります。

よって、議会議案第2号は否決されました。

常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について

○柏倉信一議長 日程第46、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についてであります。

このことにつきましては、お示ししております文書のとおり各委員長より申し出があります。お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり決することに御異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり決しました。

閉 会 午前11時29分

- 柏倉信一議長** これにて令和2年第1回寒河江市議会定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでした。